

令和3年 7月16日

会員様各位

株式会社アイ・エー・エー

自動車登録申請の有効期限を延長する件

国土交通省から令和3年7月13日に新型コロナウイルス感染症対策として、添付書類の有効期限を延長する取り扱いを実施しています。

・印鑑に関する証明書

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたものについて、令和4年1月12日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

(株)アイ・エー・エーとしても同様に有効な書類として扱わせていただきます。

詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000124.html

以上